

視覚障がいまたはその他の障がいをお持ちでATMでの振込が困難なお客さまに対する窓口受付の振込手数料引下げについて

視覚障がいまたはその他の障がいをお持ちのお客さまが、ATM振込が困難なため窓口で振込を行う場合の振込手数料を、ATMでの振込手数料と同額でお取扱い致しております。

(平成22年12月1日より)

東日本大震災被災者の方に対する募金箱の設置について

この度の東日本大震災により被災された皆さまを支援するため、平成23年3月18日（金）より筑邦銀行の全店舗に募金箱を設置し義援金の受付を致しております。

お預かり致しましたお客様の義援金は、被災者の方の支援や被災地復興のために、中央共同募金会に寄付させていただきます。

反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み強化

当行は反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み強化のため、平成22年4月1日に銀行取引約定書、当座勘定規定、普通預金規定等の流動性預金規定および貸金庫規定に暴力団排除条項を導入し、平成22年10月1日に各種定期性預金規定についても暴力団排除条項を導入しました。

暴力団排除条項とは、借主や預金者等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合に、当行の判断で契約を解約させていただくことを定めた条項です。

改定後の新規定^(*)は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。

この取扱は、政府が制定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日 犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）、福岡県暴力団排除条例を踏まえたものです。

(※) 銀行取引約定書は、平成22年4月1日以降、新規・変更契約を締結されたお客様に対して暴力団排除条項が適用されます。

キャッシュカード・通帳等の紛失・盗難のご連絡先

	受付時間帯	連絡先	連絡先電話番号
平 日	8:45～17:00	お取引店またはお近くの筑邦銀行	「店舗・ATMのご案内」(P 34、35)をご覧ください。
	17:00～翌日8:45	ATMサービスセンター	0942-35-0037
土・日・祝	24時間受付		

⚠️ 振り込め詐欺にご注意ください！

電話や文書等で相手を騙し、お金を振り込ませる「振り込め詐欺」が多発しています。

ご家族等になりすまし、事件や交通事故の示談金等の名目で現金を騙し取る「オレオレ詐欺」、税務署や社会保険事務所等を装う「還付金詐欺」、そのほか「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」など手口が巧妙化していますのでご注意ください。

- お振込みをする前に、もう一度ご家族等に確認してください。
- 税務署等の公的機関が電話によりATMの操作を指示し、還付を行うことはありません。
- 身に覚えの無い請求があった場合は、安易に振込みを行わないようにしてください。
- 融資を前提に「保証金」等を要求されたらご注意ください。
- 不審に思われるような場合には最寄の消費生活センターにご相談ください。
- 万が一被害にあわれたら、至急、警察とお取引店にお届けください。

警察官や銀行関係者が
「キャッシュカードを預かる」
「暗証番号を聞く」
ことは絶対にありません。

※「振り込め詐欺被害者救済法」の施行により、詐欺等犯罪に利用された口座を凍結し、残高が1,000円以上の場合は、被害額の割合に応じて被害者に返還できることになりました。